

東京都住宅供給公社が「マンション再生」をお手伝い。 管理組合の皆様を幅広くサポートします。

皆さんのマンションでこんなお悩みはありませんか？

- 設備の劣化や老朽化が進んでいるけれど、このままで大丈夫だろうか・・・。
- このまま放置して、住み続けることができるのだろうか。
- 管理組合として維持管理の方針をそろそろ決めないか。



マンション再生のため、公社が管理組合の皆様をご支援します

※公社が一部権利を有している住宅につきましては、業務をお受けできない場合があります。

公社が実施するマンション再生支援の特徴とは

- ①公平・中立の立場で合意形成をご支援いたします。
- ②検討段階から事業完了までをご支援いたします。
- ③公的機関ならではの公平性・透明性を活かしながら、コンサルタント業務を行います。

◆支援業務の委託費用について◆

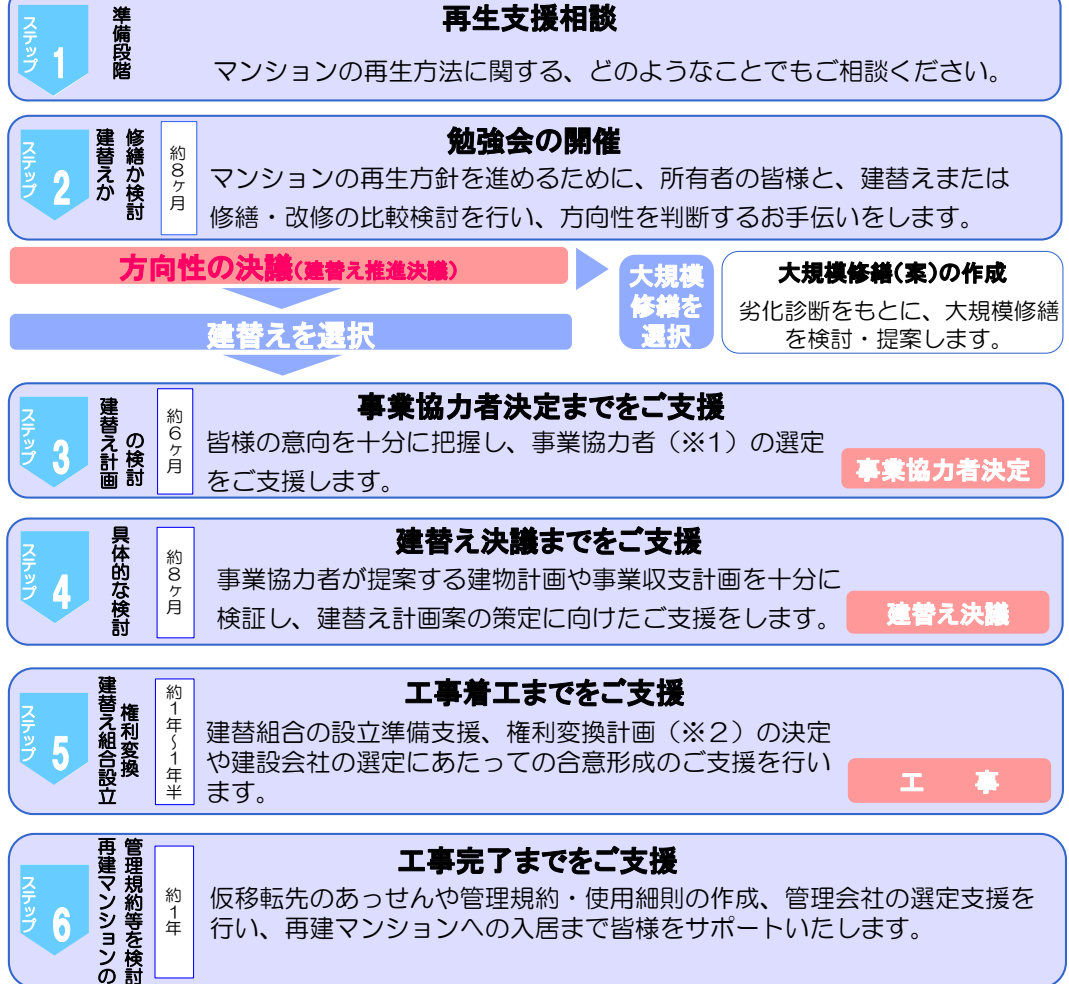
次ページの各ステップの支援業務に係る委託費用については、管理組合の皆様と具体的な業務内容をお打ち合わせの上、お見積もりさせていただきます。尚、お見積もりは無料ですので、お気軽にお問い合わせください。

※ステップ1として、管理組合などへ向けた出張相談業務を、21,000円（税込み）で行っています。

◆その他のマンション支援制度◆

建替え期間中、公社の賃貸住宅（定期借家契約）を活用し、仮移転先住宅として提供させていただきます。

東京都住宅供給公社の マンション再生支援の進め方



再建マンションへご入居



※1）事業協力者とは、建替え事業を進める上での共同事業者となり、建物計画や資金計画等の提案及び事業資金の費用負担（立替）などを行う企業をいいます。
※2）権利変換計画とは、建替え前のマンションの価値を建替え後のマンションの価値に移す手続きをいいます。これにより所有者は、新たなマンションの権利を得ることになり、住戸の位置が確定します。